



安全運転管理者の皆様へ

『アルコール検知器の使用義務化』



令和5年12月1日から施行されました。



道路交通法施行規則の一部改正(アルコールチェック義務化関係)

※ 令和4年10月1日からの施行が延期となっていた「アルコール検知器の使用義務化など」が、**令和5年12月1日から施行**されました。

令和5年12月1日から、

- ・運転の前後に、運転者の酒気帯びの有無について目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認
- ・確認の内容を記録、その記録を1年間保存、アルコール検知器を常時有効に保持

※ 安全運転管理者の皆様には、上記の2点を適正に実施してください。

※ 「アルコールチェック義務化に関する質疑応答集」を以下に掲載しています。

※ 質疑応答集のほかにも質問等ある方は、富山県警察本部交通企画課へお問い合わせ下さい。

代表電話 076-441-2211

道路交通法施行規則の一部改正に伴う質疑応答集

～安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックの義務化について～

この質疑応答は、これまで寄せられた質疑を基に富山県警察本部が作成し、警察庁から内容等について確認を得た上で掲載しています。

Q1 運転者が運転する度に酒気帯びの有無を確認することが必要ですか？

A1 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。

酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りります。

Q2 「目視等で確認」とはどのような確認ですか？

A2 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

Q3 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか？

A3 酒気帯びの有無の確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

【令和5年12月1日施行関連】

Q4 12月から何をやる必要があるのですか？

A4 運転前後(出退勤時)に運転者が酒気を帯びていないか、目視等に加えてアルコール検知器を使用して確認し、その内容を記録して、その記録を1年間保存しなければなりません。

なお、アルコール検知器を常時有効に保持することについては、Q5を参照ください。

Q5 使用すべきアルコール検知器の性能は決まっていますか？

A5 アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。

安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていることから、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

Q6 運転者が個人購入したアルコール検知器を安全運転管理者が使用してもよいのでしょうか？

A6 酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられます。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。

Q7 出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになりましたが、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできますか？

A7 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所(以下「他の事業所」といいます。)において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの有無の確認を行ったものとして取り扱うことができます。

Q8 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められていますか？

A8 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者(以下「補助者」といいます。)に、酒気帯びの有無の確認を行わせることは差し支えありません。運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に運転者に対して運転中止の指示を行うとするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要となります。

Q9 酒気帯びの有無の確認をした場合に、どのような内容を記録すればよいですか？

A9 以下の内容を記録し、及びその記録を1年間保存してください。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法
 - ・ アルコール検知器の使用の有無
 - ・ 対面でない場合は具体的方法等
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

Q10 確認した内容は、どのように記録するのですか？

A10 改正規則では記録方法についての規定はありませんが、運転日誌への記載や、新たに記録用紙を作成して記録する方法があります。参考までに記載様式例を紹介します。

酒気帯び確認記録簿															
この様式はあくまでもサンプルであり、各事業所の実情に合わせて作成してください。						令和 年 月 日 ()									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>															
運転前（出勤時）				運転後（通勤時）											
運転者名 車両番号	確認時間	確認方法	検知器使用の有無	酒気帯びの有無	指示事項	その他	確認者名								
	時 分 :	対面 電話 その他 ()	有・ 無	有・ 無											
	時 分 :	対面 電話 その他 ()	有・ 無	有・ 無											
	時 分 :	対面 電話 その他 ()	有・ 無	有・ 無											
	時 分 :	対面 電話 その他 ()	有・ 無	有・ 無											
	時 分 :	対面 電話 その他 ()	有・ 無	有・ 無											
	時 分 :	対面 電話 その他 ()	有・ 無	有・ 無											

※記録後、1年間保存すること

Q11 アルコールチェックしないとどうなるのですか？

A11 安全運転管理者等が規定のアルコールチェック等を実施していないことが判明し、自動車の安全な運転が確保されていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者等の解任を命ぜられることがあります。